

令和4年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 予算案の状況について

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省子ども家庭局
文部科学省初等中等教育局

令和4年度内閣府予算案の主要施策（子ども・子育て関係）

子ども・子育て支援新制度の着実な推進（一部社会保障の充実）

【令和3年度予算額】

3兆2,052億円

【令和4年度予算案】

補正975億円、当初3兆2,553億円（年金特別会計）

少子化対策を総合的に推進するとともに、子ども・子育て支援新制度の推進による「新子育て安心プラン」（令和2年12月21日公表）に基づく保育所等の受入児童数の拡大、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善など、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実） 1兆8,119億円（1兆7,163億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

子どものための教育・保育給付等

1兆6,265億円（1兆5,299億円）

【主な充実事項】

保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（ ）を、令和4年10月以降においても公定価格において実施する。

（ ）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

子どものための教育・保育給付交付金

1兆4,918億円（1兆3,932億円）

- ・施設型給付・委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

子どものための教育・保育給付費補助金

69億円（69億円）

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

子育てのための施設等利用給付交付金

1,277億円(1,298億円)

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

地域子ども・子育て支援事業

1,854億円(1,864億円)

子ども・子育て支援交付金

1,748億円(1,673億円)

市区町村が地域の实情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業
 - ・延長保育事業
 - ・放課後児童健全育成事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業
 - ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- 等

子ども・子育て支援施設整備交付金

106億円(191億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

【主な充実事項】

利用者支援事業

- ・基本型を実施する事業所が、一体的相談機関(母子保健と児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関)と連携するために必要な経費を支援する。

放課後児童クラブ

- ・認可保育所の保育士等と同様に、放課後児童クラブの放課後児童支援員等についても処遇改善を実施する。
- ・放課後児童クラブの「障害児受入強化推進事業」について、以下の拡充を行う。
 - 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配(計2名)、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配(計3名)できるよう補助単価を拡充。
 - 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

- ・基本事業及び病児・緊急対応強化事業について、会員数及び利用件数の多い自治体が円滑に事業を実施できるよう、基準額に新たな区分を設定する。

《参考》令和3年度補正予算

- 教育・保育など現場で働く方々の収入の引上げ（令和4年2月～9月分） 899億円
保育士等・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置（ ）を、令和4年2月から実施する。
（ ）他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 放課後児童クラブの整備促進 12億円
放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。
- 地域子ども・子育て支援事業における感染拡大防止対策にかかる支援 65億円の内数
地域子ども・子育て支援事業を行う事業所において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。
- 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業 65億円の内数
放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

1,846億円(1,939億円)

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

企業主導型保育事業

1,838億円(1,929億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【主な充実事項】

企業主導型保育事業の保育士等の処遇改善

認可保育所の保育士等と同様に、企業主導型保育事業の保育士等についても処遇改善を実施する。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

6.3億円(7.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

2.0億円(2.0億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

児童手当

1兆2,588億円(1兆2,949億円)

家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。なお、令和3年通常国会において成立した子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(令和3年法律第50号)に基づき、高所得者の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者(子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合))を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとしている。

令和4年度厚生労働省予算案の主要施策（子ども・子育て関係）

子ども家庭局の予算

【令和3年度予算額】
4,560億円

【令和4年度予算案】
補正1,622億円、当初4,598億円

子育て家庭や女性を包括的に支援する体制の構築

【令和3年度予算額】
239億円

【令和4年度予算案】
補正602億円、当初252億円

核家族化・共働き世帯増加などの家族構成の変化や地域のつながりの希薄化等により、家庭だけでの子育てが難しくなっており、特に未就園児を中心に、虐待等のリスクが顕在化する前の早期支援の強化が必要である。

そのため、妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への訪問家事・育児支援や、居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、包括的な支援体制の構築を図る。

また、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーへの支援について、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として取り組み、社会的認知度の向上、地方自治体による実態調査や研修、先進的な取組に対する支援、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

1. 子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーを福祉サービスにつなぐコーディネーターの配置や実態調査・研修等支援体制の強化【新規】

ヤングケアラーについて、令和4年度から3年間を「集中取組期間」として、中・高校生の認知度5割を目指し社会的認知度の向上に取り組むとともに、自治体による実態調査や研修を支援する。コーディネーターの配置やピアサポートなど自治体の先進的な取組を支援する。また、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ 母子保健と児童福祉の一体的提供に向けた支援 602億円

妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行う機関を整備するとともに、子育て家庭への訪問家事・育児支援や、居場所のない子どもの居場所づくり、困難を抱えた妊産婦への滞在型支援等を実施し、包括的な支援体制の構築を図る。

2. 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実・強化を図るための婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善、NPO法人等との協働による支援の推進

婦人保護施設の機能強化

婦人保護施設の専門性・ノウハウを活かし、困難な問題を抱える女性への支援を展開する地域のNPO等の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員の新たな配置又は心理療法担当職員の加配を行う。また、婦人保護施設入所者等に係る一般生活費の基準単価を改善し、施設入所者の生活水準の向上を図る。

婦人相談員の処遇改善

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に経験年数に応じた加算を設定するとともに、期末手当を支給した場合の加算を新設する。

官・民の協働による支援の推進【新規】

多様化・複合化、複雑化する女性が抱える困難な問題の現状に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進する自治体に対する補助事業である「民間団体支援強化・推進事業」を創設する。

若年被害女性等支援事業の拡充

相談対応の質の向上や、より安全・安心な居場所の提供に向けて、相談対応職員の研修受講の促進、居場所支援における夜間の生活支援員の増員や警備体制の確保、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れる場合の個別対応職員の加配等を行うことで、民間団体による困難な問題を抱える女性への支援体制の更なる強化を図る。

3. 生涯にわたる女性の健康の包括的支援

11億円(2.0億円)

女性の健康に関する情報発信の強化等

2.0億円(2.0億円)

女性のライフステージや生活環境に寄り添った支援として、女性特有の病気や健康状態に関するセルフチェックやスマホを含む様々な媒体で使いやすいコンテンツづくりを通じた情報発信を強化するほか、受診勧奨を目的としたセルフチェックの有効性に係る検証事業を継続して実施する。

妊産婦等の健康支援を実施する性と健康の相談センターの創設【新規】

9.2億円

都道府県等が実施主体として実施している「女性健康支援センター」、「不妊専門相談センター」などを統合して、「性と健康の相談センター事業」を創設し、不妊治療や出生前遺伝学的検査(NIPT)に係る専門的な相談対応及び性や妊娠に係る啓発等総合的な性や生殖に関する健康支援を行う。

児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

【令和3年度予算額】

1,639億円

【令和4年度予算案】

補正141億円、当初1,639億円

児童相談所や市区町村の子ども家庭支援体制の強化、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力に推進する。

1. 児童虐待防止対策の推進

子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等も含めた地域における子どもの見守り体制の強化【新規】

子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等、クーポン・バウチャーを活用した子育て支援等サービスを通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。

子どもの意見・意向表明（アドボケイト）の推進等による子どもの権利擁護の強化

子どもの権利擁護を図る観点から、子どもの意見・意向表明（アドボケイト）について先進的な取組を行う自治体を支援する。

また、児童相談所での第三者評価の推進を図るため、第三者評価の受審に要する費用の補助制度を創設する。さらに、一時保護中の通学支援について、一時保護所等が原籍校から離れていることを理由に通学の制限が行われないよう、原籍校への送迎を支援する。

（参考）【令和3年度補正予算】

- 虐待防止のための情報共有システムの整備等ICT活用による児童虐待防止対策の強化 76億円
児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの整備を進め、児童相談所・市町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う取組を支援するとともに、一時保護の判断に当たり、AIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発を促進する。
また、子どもや保護者が相談しやすくなるようSNSによる相談体制の構築を行うとともに、児童相談所、婦人相談所等においてテレビ会議やタブレット端末等の活用を促進し、業務の負担軽減・ICT化を図る。
- 児童養護施設等における感染症対策のための改修整備及び耐災害性強化 39億円の内数
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）に必要な経費を支援する。
また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

2. 家庭養育優先原則に基づく取組の推進

「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づく里親委託や施設の小規模化・地域分散化の推進【一部新規】

都道府県社会的養育推進計画による里親委託、施設の小規模化・地域分散化等の取組を強力に推進するため、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ（1/2 2/3）や用地確保支援等を行い、意欲のある自治体の取組を強力に支援する。

児童養護施設等の職員の処遇改善

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年10月以降においても児童入所施設措置費等国庫負担金において実施する。

（参考）【令和3年度補正予算】

○ 社会的養護従事者処遇改善事業 36億円

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護関係施設の職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を月額9,000円引き上げるための措置を実施する。

里親包括支援事業（フォスタリング事業）の強化

フォスタリング機関が、里親家庭の一時的な休息（レスパイト）のために行う子どもの一時的預かり事業、経験豊富な里親を新規登録の里親支援のために派遣する事業を新たに創設するとともに、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援するモデル事業を通じて先駆的な取組事例の横展開を行うことなどにより、里親家庭に対する養育支援等の充実強化を図る。

特別養子縁組の民間あっせん機関の支援体制の強化

特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業（モデル事業）について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの一部を一般事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大する。

児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への支援の強化

児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への自立支援に関する取組を強化するため、各自治体に複数名のコーディネーターの配置を可能とするとともに、医療機関や就労支援機関への同行支援を促すための補助単価の拡充等を行うほか、身元保証人確保の支援対象者について、措置解除等より2年以内の者から、5年以内の者まで拡大する。

不妊症・不育症に対する総合的支援の推進

【令和3年度予算額】

37億円

【令和4年度予算案】

補正67億円、当初187億円

1. 不育症検査への助成

12億円(12億円)

不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。

2. 不妊症・不育症に対する相談支援等【一部新規】

11億円(6.3億円)

不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため、関係者による協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーンケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、性と健康の相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において不妊治療等に関する広報啓発、ピアサポーター等の研修を実施する。

3. 里親・特別養子縁組制度の普及啓発

2.1億円(2.1億円)

不妊治療実施医療機関などにおける、里親・特別養子縁組制度の普及啓発等を強化する。

(参考)【令和3年度補正予算】

○ 不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援 67億円

令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、年度をまたぐ一連の治療に対して、経過措置として助成金を支給する。

成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進

【令和3年度予算額】

159億円

【令和4年度予算案】

補正121億円、当初155億円

1. 非課税世帯に対する利用料減免などの産後ケア事業の推進

44億円(42億円)

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、新たに非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。

2. オンライン相談や健診に必要な備品整備などの地域の母子保健事業の強化【新規】

5.3億円

新たに両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品(屈折検査機器等)の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図るための事業を創設する。

3. 多胎妊産婦への経験者による相談支援、育児サポーター派遣等

17億円(19億円)

育児等の負担が大きく孤立しやすい多胎妊婦や多胎育児家庭を支援するため、多胎児の育児経験者家族との交流会の開催、育児等サポーターによる産前・産後における日常の育児に関する介助等の支援を行うとともに、多胎児を妊娠した方に対し、単胎の場合よりも負担が大きい妊婦健康診査の費用を補助することで、多胎妊産婦等への負担軽減を図る。

予防のための子どもの死亡検証体制整備【一部新規】

予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について、体制整備に向け、都道府県における実施体制を検討するためのモデル事業として、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、必要なデータや提言の集約、技術的支援を実施する。

また、子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすいポータルサイトを新たに整備し、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

出生前検査認証制度等に関する広報啓発【新規】

NIPT等出生前検査の適切な運用に資するよう、自治体における妊婦等に対する正しい情報の提供及び相談支援、認証医療機関における受検を促進するための広報啓発を行う。

(参考)【令和3年度補正予算】

- 産後ケア事業を行う施設整備の促進、妊産婦等への支援 53億円

出産後の母子に対して心身のケア等を行う産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開に向け、施設整備に係る国庫補助率を引上げ、設置を促進する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、不安を抱え困難な状況にある妊産婦への相談支援や健康診査を受診しづらい状況にある幼児への支援等を行う。

「新子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

【令和3年度予算額】

969億円

【令和4年度予算案】

補正671億円、当初969億円

「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保などについて、意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

1. 保育の受け皿整備・保育人材の確保等

969億円(969億円)

できるだけ早く待機児童の解消を目指し、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、保育士・保育の現場の魅力発信や保育士の業務負担軽減等を実施する。

保育の受け皿整備

482億円(602億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2 2/3)等による保育所等の整備を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援する。

(参考)【令和3年度補正予算】

○「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備 467億円
「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備を推進する。

○保育所等における感染症対策のための改修整備 1.5億円
新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援する。

○保育所等の耐災害性強化 39億円
「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等について支援を行う。

保育人材確保のための総合的な対策

284億円(191億円)

保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

また、保育士宿舍借り上げ支援事業について、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和3年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し(9年8年)を行う。

(参考)【令和3年度補正予算】

○保育所等におけるICT化推進等事業 18億円

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

○保育士修学資金貸付等事業 31億円

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

多様な保育の充実

111億円(110億円)

保育所等における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、計画に基づき体制整備を進める市町村に対する補助率の嵩上げを行う(1/2 2/3)とともに、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置する場合の加算を創設する。

また、保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等に必要経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を緩和する。

(参考)【令和3年度補正予算】

○保育所等における感染拡大防止対策に係る支援 113億円

保育所等において、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費)のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費を支援する。

○保育所等における感染症対策のための改修整備等 2.0億円

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修や設備の整備等に必要経費を支援する。

認可外保育施設の質の確保・向上

15億円(20億円)

認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保の研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。

認可保育所への移行を目指す認可外保育施設等について、認可外保育施設指導監督基準の適合に必要な改修費や移転費等を支援する。

2. 子ども・子育て支援新制度の推進

内閣府において要求(一部厚生労働省計上分を含む)

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実【内閣府の再掲】

放課後児童クラブの受け皿整備【内閣府の再掲】

企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援【内閣府の再掲】

児童手当の支給【内閣府の再掲】

ひとり親家庭等の自立支援の推進

【令和3年度予算額】

1,756億円

【令和4年度予算案】

補正24億円、当初1,793億円

「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定)及び「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」(令和2年3月23日厚生労働省告示第78号)等に基づき、ひとり親家庭の就業による自立に向け、就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、経済的支援などの総合的な支援の充実を図る。

また、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応するため、婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善や、関係機関の連携・NPOとの協働による支援等を推進する。

1. ひとり親家庭等への就業・生活支援など総合的な支援体制の強化

ひとり親家庭への相談支援体制の充実

ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、専門的な総合相談窓口において、相談者のニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った的確な支援につなげることを可能とするため、母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助等を行い、相談支援体制の強化を図る。

(参考)【令和3年度補正予算】

○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制の構築・強化 1.6億円

ひとり親家庭等が必要な支援につながり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用をはじめとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図る自治体の取組を支援する。

高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充等の特例措置の継続、自立支援教育訓練給付金によるひとり親の就業支援の促進

ひとり親が就労し安定した収入を得て自立することを支援するため、訓練中の生活費を支援する高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡充・訓練期間の緩和の措置を令和4年度も継続するとともに、訓練経費を支援する自立支援教育訓練給付金について一定の要件を満たす場合に、その上限額の引上げを図る。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金の支給方法の改善

ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就職や転職、大学や養成機関等での更なる訓練等を通じたステップアップの可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の給付金を受講開始時にも一部支給できるよう改善を図る。

保護者を対象とした進路相談や子どもの体験学習への支援を拡充し、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもの対象とした学習・生活支援事業を推進する。

(参考)【令和3年度補正予算】

○ ひとり親家庭等の子どもの食事等支援 22億円

子どもの貧困や孤独・孤立への緊急的な対応として、ひとり親家庭等の要支援世帯を対象とした子ども食堂や子ども宅食、フードパントリー等を実施する事業者に対し、中間支援法人を通じ、運営や物資の支援等を行う。

令和4年度文部科学省予算案の主要施策（子ども・子育て関係）

幼児教育スタートプランの実現

【令和3年度予算額】
48億円

【令和4年度予算案】
補正226億円、当初50億円

学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に推し進める。

1. 「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進

5億円（2億円）

幼保小の架け橋プログラム事業

1.8億円（新規）

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域において具体的に開発し実践を行い、その成果の検証等を実施する調査研究を行う。

幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業

0.5億円（0.6億円）

幼児教育の更なる質的向上を目指し、家庭等との連携強化や切れ目ない幼児教育の実践、外国人幼児や障害のある幼児等への対応などの課題に対応した指導方法等の充実のため、調査研究や研修プログラムの開発を実施する。

幼児教育の理解・発展推進事業

0.3億円（0.2億円）

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に基づく活動を着実に実施するため、中央及び都道府県において幼児教育に関する専門的な研究協議等を行うとともに、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料等を作成する。

幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業

1.3億円（1.2億円）

質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる人材の確保及びキャリアアップに必要な取組を総合的かつ効果的に実施し、好事例の横展開を行う。

幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究

0.6億円（新規）

「幼児教育スタートプラン」の実効性を高めるため、幼児教育の好事例等を収集・蓄積して活用するとともに、小学校や家庭とも共有する。

OECD ECEC Network事業の参加

0.1億円（0.1億円）

OECDにおいて計画されている「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」及び「デジタル世界における幼児教育・保育の在り方に関する調査研究」に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得る。

ECEC：Early Childhood Education and Care

2. 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

3 億円 (2 億円)

幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業

公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーの配置等により、地域の幼児教育に関する課題に的確に対応する幼児教育推進体制の活用支援を強化する。

3. 意欲ある施設の幼児教育の質の向上を支える

4 3 億円 (4 4 億円)

教育支援体制整備事業費交付金

1 3 億円 (1 4 億円)

認定こども園の設置を促進するため、遊具・運動用具等の整備、教職員等を対象とした研修の実施、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得、認定こども園等への移行にかかる申請書作成等の準備、園務改善等のためのICT環境整備に対して支援する。

《参考》令和3年度補正予算 7 3 億円

○ 幼稚園の感染症対策等支援 2 4 億円

新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要な経費、保健衛生用品（消耗品・備品）の購入費に対して支援する。

○ 幼稚園のICT環境整備支援 1 3 億円

事務処理等の園務の効率化をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、ポストコロナを見据えたICT環境整備を支援する。

○ 幼稚園の教育体制支援 3 6 億円

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、私立幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提とし、収入を引き上げるため措置 を令和4年2月から前倒しで実施する。

他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう、柔軟な運用を認める。

私立幼稚園施設整備費補助

5 億円 (5 億円)

令和3年度補正予算 1 3 億円

緊急の課題となっている耐震化のための園舎、外壁や天井等の非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、預かり保育への対応や感染症予防の観点からの衛生環境の改善、防犯対策、バリアフリー化等に要する経費の一部を補助する。

認定こども園施設整備交付金

2 5 億円 (2 5 億円)

令和3年度補正予算 1 4 0 億円

認定こども園等の施設整備、園舎の耐震化、感染症予防の観点からの衛生環境の改善、防犯対策に要する経費の一部を補助する。

(参考資料)

保育士・幼稚園教諭等に対する3%程度(月額9,000円)の処遇改善

令和3年度補正予算：781億円 いずれも内閣府予算計上
令和4年度予算案：1兆4,918億円の内数

1. 事業概要

保育士や幼稚園教諭等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

- 令和3年度補正予算(国10/10)により令和4年2月から9月の間公定価格とは別の補助金(国10/10)で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、公定価格の見直し(注)により同様の措置を講じる(国1/2,都道府県1/4,市町村1/4)。
(注)公立の保育所・幼稚園・認定こども園については地方交付税措置を予定。
- 上記とは別に、補正予算において、令和4年4月から9月の間、国家公務員給与改定に伴う令和4年度公定価格の減額分(人件費0.9%)に対応する金額を上乗せして補助。令和4年10月以降の取扱いについては、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて対応予定。

2. 対象者

保育所や幼稚園等に勤務する職員

- 役員を兼務する施設長を除く。
- 補助額については公定価格上の配置基準(調理員や事務職員等の保育士・幼稚園教諭以外の職種も含む。)に基づいて算定するが、施設が独自に加配している職員も含めて一定の賃金改善が可能となるよう、実際の賃金改善に当たっては施設の判断で柔軟な配分が可能。

3. 実施要件

令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること

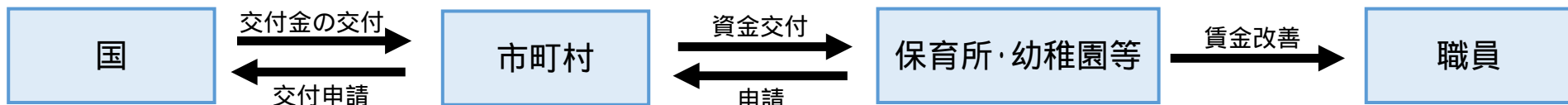
- 賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮し、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。
- 令和4年4月分以降は、国家公務員給与改定により見込まれる公定価格の減額分(人件費0.9%)に対応する補助を行うことを踏まえ、当該減額分を賃金水準に反映しないことを要件とする。

賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること

4. 対象施設・事業所

- 特定教育・保育施設(保育所、幼稚園、認定こども園) 公立の施設・事業所含む。
- 特定地域型保育事業所(小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)

<資金の流れ>



放課後児童支援員等に対する3%程度(月額9,000円)の処遇改善

令和3年度補正予算：109億円 いずれも内閣府予算計上

令和4年度予算案：1,748億円の内数

1. 事業概要

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

令和3年度補正予算により、令和4年2月から9月の間、子ども・子育て支援交付金とは別の補助金(国10/10)で補助。令和4年10月以降については、令和4年度当初予算案において、子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じる(国1/3,都道府県1/3,市町村1/3)。

2. 対象者

放課後児童支援員や補助員、事務職員等の放課後児童クラブに勤務する職員(非常勤職員や公立の職員も含む。)

経営に携わる法人の役員である職員を除く。

補助額は【補助基準額(月額)×賃金改善対象者数(非常勤は常勤換算)×実施月数】により算出する。

実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

「放課後児童支援員等処遇改善事業」、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施していない放課後児童クラブも本事業の対象。

3. 実施要件

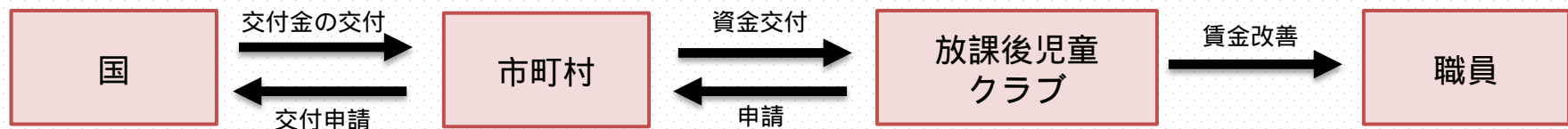
令和4年2月から基本給又は決まって毎月支払われる手当により、補助額以上の賃金改善を実施すること。

賃金を定める規程の改正に一定の時間を要することを考慮して、令和4年2・3月分については一時金により3月にまとめて支給することを可能とする。

4月分以降は、基本給の引上げに伴う賞与や超過勤務手当等の各種手当への影響も考慮しつつ、賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善全体の2/3以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当とすることを要件とする。

賃金改善計画書及び賃金改善実績報告書を提出すること。

4. 資金の流れ(イメージ)



児童養護施設等職員に対する3%程度(月額9,000円)の処遇改善

令和3年度補正予算：36億円 いずれも厚生労働省予算計上

令和4年度予算案：1,317億円の内数

1. 概要

社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。

() 本事業は令和4年2月から9月までの間、実施するものであり、令和4年10月以降の処遇改善は、児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。

(参考)「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。

2. 対象施設等

乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホーム

() 施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

3. 対象施設等への補助額

算出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対する補助額となる。

【算出式1】(処遇改善部分)

・ 月額10,900円(1) × 延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計(2))

(1) 9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。

(2) 常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出(その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出)

【算出式2】(国家公務員給与改定対応部分) 令和3年人事院勧告(期末手当 0.15月(年収換算 0.9%))に伴う運営費の減額分への補助

・ 常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 × 0.009 × 1/2 (令和4年4月から9月までの6か月分)

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(特別区を含む。)

() 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村とする。

() 都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、1自治体当たり1,000,000円を補助。

4. 処遇改善の要件

- ・ 原則として、職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。
 - ・ 本事業による補助額は、職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てること。
 - ・ 処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。
 - ・ 処遇改善額の2/3以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に充てること。
- ただし、令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。
- ・ 令和4年度における賃金の水準について、令和3年度より引下げを行わないこと。

令和4年度の消費税増収分の使途について

令和4年度消費税増収分の内訳 (公費ベース)

《増収額計：14.3兆円》

基礎年金国庫負担割合2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む)

3.5兆円

社会保障の充実

- ・ 幼児教育・保育の無償化
- ・ 高等教育の無償化
- ・ 子ども・子育て支援新制度の着実な実施
- ・ 医療・介護サービスの提供体制改革
- ・ 医療・介護保険制度の改革
- ・ 難病・小児慢性特定疾病への対応
- ・ 年金生活者支援給付金の支給

等

4.01兆円

消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.63兆円

後代への負担のつけ回しの軽減

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

5.8兆円

(注1) 増収額は、軽減税率制度による減収影響を除いている。

(注2) 使途に関しては、総合合算制度の見送りによる4,000億円を軽減税率制度の財源としている。

令和4年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算案			(参考) 令和3年度 予算額
			国分	地方分	
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の着実な実施	(注3) 6,526	2,985	3,541	6,526
	社会的養育の充実	474	237	237	474
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17
医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等 ・地域医療介護総合確保基金(医療分) ・診療報酬改定における消費税増収分等の活用分 うち 看護職員の処遇改善(注4) うち 不妊治療の保険適用(本体分) うち 不妊治療の保険適用(薬価分) ・医療情報化支援基金	1,029 931 144 120 54 735	751 678 100 100 45 735	278 252 44 20 9 0	1,179 803 - - - -
	地域包括ケアシステムの構築 ・地域医療介護総合確保基金(介護分) ・平成27年度介護報酬改定における消費税増収分等の活用分(介護職員の処遇改善等) ・介護職員の処遇改善(注4) ・在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	824 1,196 313 534	549 604 153 267	275 592 160 267	824 1,196 - 534
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
	子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置	81	40	40	-
	国民健康保険への財政支援の拡充				
	・低所得者数に応じた自治体への財政支援 ・保険者努力支援制度等	1,664 2,272	832 2,272	832 0	1,664 2,272
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0	700
	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31	248
	介護保険の第1号保険料の低所得者軽減強化	1,572	786	786	1,572
	介護保険保険者努力支援交付金	200	200	0	200
難病・小児慢性特定疾病への対応	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089
年金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	88	82	5	80
	年金生活者支援給付金の支給	5,220	5,220	0	5,220
合計		27,968	18,982	8,986	27,078

(注5)

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(2.4兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(0.4兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.8兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。

(注4) 令和4年10月からの措置。

(注5) 令和3年度予算額の合計額は、令和3年度に措置した「新子育て安心プランの実施」223億円を含む。

令和4年度における「新しい経済政策パッケージ」(概要)

新しい経済政策パッケージについて(平成29年12月8日閣議決定)(抜粋)

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、安定財源として、2019年10月に予定される消費税率10%への引上げによる財源を活用する。消費税率の2%の引上げにより5兆円強の増収となるが、この増収分を教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等と、財政再建とに、それぞれ概ね半ずつ充当する。前者について、新たに生まれる1.7兆円程度を、本経済政策パッケージの幼児教育の無償化、「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童の解消、保育士の処遇改善、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に充てる。これらの政策は、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げを前提として、実行することとする。

(単位:億円)

事項	事業内容	令和4年度 予算案			(参考) 令和3年度 予算額
			国分	地方分	
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿を整備。^(注2) 保育士の確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善に更に取り組む(2019年4月から更に1%(月3000円相当)の賃金引上げ)。 	722	358	364	722
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳までの全ての子どもたち及び0歳～2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化(2019年10月～)。^(注3) 	8,858	3,410	5,448	8,858
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> 少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、高等教育の修学支援(授業料等減免・給付型奨学金)を着実に実施(2020年4月～)。 	5,601	5,196	405	5,208
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある介護職員に重点化を図りつつ、介護職員の更なる処遇改善を実施。この趣旨を損なわない程度で、介護職以外の職員の処遇改善も実施(2019年10月～)。^(注4) 	1,003	506	496	1,003
合計		16,184	9,471	6,714	15,791

(注1)金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2)「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業(幼児教育・保育の無償化の実施後は、3歳から5歳までの子どもたち及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちの企業主導型保育事業の利用者負担を助成する事業を含む。)と保育所等の運営費(0歳から2歳までの子どもに相当する部分)には、別途、事業主が拠出する子ども・子育て拠出金を充てる。

(注3)就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を行う。

(注4)障害福祉人材について、介護人材と同様の処遇改善を行う観点から対応を行う。

令和4年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、令和4年度予算においても引き続き全て実施。

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 (待機児童解消加速化プランの推進等)	3歳児の職員配置を改善(20:1 15:1) 私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善(3%) 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 研修機会の充実 小規模保育の体制強化 減価償却費、賃借料等への対応 など
	地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 (地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等)	放課後児童クラブの充実 病児・病後児保育の充実 利用者支援事業の推進 など
	社会的養育の量的拡充	児童養護施設等の職員配置を改善(5.5:1 4:1等) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 民間児童養護施設等の職員給与の改善(3%) など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

幼児教育スタートプランのイメージ

(令和3年12月更新)

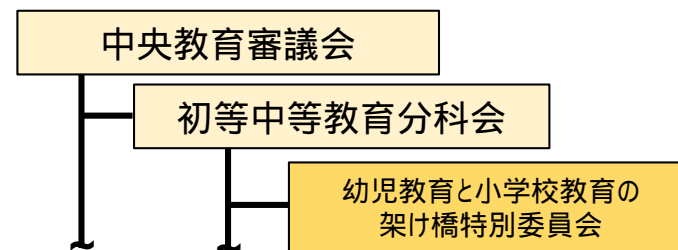
以下の事項を、幼児期の教育に関する基本的な計画として位置付け、一体的に実行することで、子供の未来への架け橋となる社会システムを構築。



○ 幼児教育の質的向上及び小学校との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、初等中等教育分科会の下に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」を設置（令和3年7月8日初等中等教育分科会決定）

○ 具体的には、以下の事項について検討

1. 生活・学習基盤を全ての5歳児に保障するための方策
2. 各地域において幼児教育を着実に推進するための体制整備
3. 保護者や地域の教育力を引き出すための方策、保育人材の資質能力の向上といった幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図る上で必要な事項



【委員一覧】 敬称略・五十音順

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授 荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長 石戸 奈々子 慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授、CANVAS 代表 榎本 和生 東京大学大学院理学系研究科教授 大竹 文雄 大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授 岡林 律子 高知県教育委員会事務局幼保支援課専門企画員 オチャンテ村井ロサメルセデス 桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科准教授 神長 美津子 大阪総合保育大学児童保育学部特任教授 久保山 茂樹 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム推進センター上席総括研究員(兼)センター長 黒木 定藏 宮崎県児湯郡西米良村長 齋藤 孝 明治大学文学部教授 鈴木 みゆき 國學院大學人間開発学部教授 曾木 書代 社会福祉法人龍美 陽だまりの丘保育園長 田村 学 國學院大學人間開発学部教授 中井澤 卓哉 筑波大学教育学類4年、(一社)ひとと代表理事 中山 昌樹 学校法人中山学園理事長 二宮 徹 NHK解説主幹 平川 理恵 広島県教育委員会教育長 藤迫 稔 大阪府箕面市教育委員会教育長 堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授 | <ul style="list-style-type: none"> 水野 達朗 大阪府大東市教育委員会教育長 溝上 慎一 学校法人桐蔭学園理事長、桐蔭横浜大学学長・教授 宮下 友美恵 学校法人静岡豊田学園 静岡豊田幼稚園長 無藤 隆 白梅学園大学名誉教授 村田 伊津子 岐阜市子ども・若者総合支援センター“E-ルぎふ”所長 吉田 信解 埼玉県本庄市長 渡邊 一利 公益財団法人笹川スポーツ財団理事長 渡邊 英則 学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長、港北幼稚園長 |
|--|--|

- 【オブザーバー】
- 内閣府子ども・子育て本部参事官付（認定こども園担当）
 - 厚生労働省子ども家庭局保育課
 - 全国国公立幼稚園・こども園長会
 - 全日本私立幼稚園連合会
 - 公益社団法人全国幼児教育研究協会
 - 全国連合小学校長会
 - 日本私立小学校連合会
 - 社会福祉法人日本保育協会
 - 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
 - 公益社団法人全国私立保育連盟
 - 特定非営利活動法人全国認定こども園協会
 - 一般社団法人全国認定こども園連絡協議会
 - 認定こども園連盟